

質 疑 回 答

令和 4 年 6 月 17 日

鞍手町長 岡 崎 邦 博
(総務課庁舎等建設推進係)

公募名：鞍手町新庁舎等建設工事公募型指名競争入札に係る公募

質問No.	該当箇所	質問事項	回答
8	公募実施要項 P1	公募実施要項 (6) に予算額の記載がありますが、予定価格と考えるて宜しいでしょうか。	あくまでも予算額ですので予定価格とは異なります。
9	実施要領 第2 (6)	予算額の記載がありますが、予定価格とは違うとの認識でよろしいですか。	
10	公募実施要項 P1	応募者が15社に達しない場合は、参加企業全てが指名されるものと考えて宜しいでしょうか。	「公募実施要項 第3 9 参加資格審査及び指名選考」に記載のとおりです。
11	公募実施要領 P2	スケジュール表に現場説明会が令和4年7月6日と記載されておりますが、指名通知を受けた会社による現地での調査の日と考えて宜しいでしょうか。	現在建設地は立ち入り禁止となっていることから、指名者（うち希望者のみ）に対して現場に立ち入る機会を設けるものです。なお、希望者がいない場合は実施いたしません。
12		入札段階の質疑提出が7月6日からでございますが、回答いただいた時点では積算業務が進んでいる状況です。回答を早めにいただくために、質疑受付早めていただけないでしょうか。	「公募実施要項 第3 2 スケジュール」の⑥⑦の日程をできる限り早めた上で、入札段階の質疑受付を「指名通知送付」が完了した日から開始できるように現在調整を行っております。指名通知送付は、電子メールにて行う予定にしておりますので、変更後のスケジュールは、その中で改めてご案内いたします。

13	公募実施要領 P2	入札段階スケジュール表に開札日が記載されておりません、開札予定日を御指示ください。	即時開札となりますので、入札日に変更がなければ令和4年8月5日（金）が開札日となります。
14	公募実施要領 P3	参加資格要件の（12）において、過去10年間に於いて、施工面積5,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築若しくは増築工事（いずれも議会議場の建築を含む）の実績が条件となっておりますが、施工面積とは延床面積を示すものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施要領 第3 3(13)ア	配置予定技術者は施工面積5000m ² 以上の監理技術者として携わった経験とありますが、庁舎以外の実績でも可との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	公募実施要領 3頁 3(13)イ	電気、機械設備施工主任技術者の選定を求められております。届出の時期はいつでしょうか。	本契約成立以降の提出で構いません。
17	実施要領 第3 3(13)イ	技術資料の提出書類に主任技術者の様式がありませんが、主任技術者については受注後に提出との理解でよろしいでしょうか。	
18	実施要領 第3 3(13)イ	各施工主任技術者は、現場に専任で常駐する必要がありますか、ご教示願います。また、専任、常駐の場合の期間もご教示願います。	専任配置で期間は工期となります。常駐の必要性については、今回の工事内容を鑑みて判断願います。
19	実施要領 第3 3(13)イ	「受注者又は協力事業者」とありますが、協力事業者とは1次下請会社との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

20	公募実施要領 P4、P5	令和3年度の競争入札参加資格申請を行っていないものでも、今回の工事に参加することは可能でしょうか。	可能です。
21	公募実施要領 P5	様式4において、施工実績を証明する書類として、コリンズ登録確認書を提出すれば宜しいでしょうか。	コリンズ登録確認書は、様式4における実績を証する書類の1つであると認識しております。
22	公募実施要領 P5	様式5において、提出する書類の枚数制限がありますでしょうか。	枚数制限はありません。
23	実施要領 第3 6(5)オ	様式5参加者の技術的特性に関する調書の内容によっては、指名選考の当落に関係がありますでしょうかご教示願います。	「公募実施要項 第3 9 (1)イ」に記載のとおり、資格適合者が15人を超えた場合に指名者を選考するために開催する設計候補者等選考委員会では、「様式5 参加者の技術的特性に関する調書」の記載内容を踏まえた上で最終的な指名者を決定します。
24		公募段階にて提出する「技術資料等」は参加資格審査にのみ使用され、入札段階での落札者選定には関係しないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	鞍手町競争入札 心得 第10条5項	入札時に工事費等内訳明細書（様式第5号）の提出を求められております。様式5号と公表された内訳の様式が異なりますがどのように提出すればよろしいでしょうか。明細も含め数百頁の提出が必要でしょうか。作成、提出要領をご教示ください。	入札時は、鞍手町競争入札心得第10条第5項に規定する工事費等内訳明細書（様式第5号）の提出が必要になります。 なお、詳細な内訳明細書は、落札者のみ提出していただきます。提出時期は落札者決定後に別途ご案内します。

26	内訳書	<p>公表された内訳書の取り扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。</p> <p>「入札時積算数量書活用方式」として、記載の数量にて入札し後程協議が可能でしょうか。若しくは参考数量として図面を契約図書と考え、図面より積算した数量にて入札する必要がありますでしょうか。</p>	<p>図面より積算した数量にて入札してください。</p>
27	A007 現況図・仮設計 画図	<p>記載いただいた仮設計画にて積算を行い、施工時に協議の結果仮囲等の範囲が増えた場合は、工事費の増額協議に応じていただけるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仮設工に限らず、発注者、工事監理者及び受注者で協議の上、必要と認められたものについては変更（増減）を行います。</p>
28		<p>外構の範囲を①～⑧に分けていますが、図中では読み取ることができません。</p> <p>区分分けを図示いただけますでしょうか。</p>	<p>「公募実施要項 第3 2 スケジュール」の「④質疑回答期限」である令和4年6月21日（火）までに質疑回答欄に「外構区分図」を掲載します。</p> <p>各自でご確認をお願いします。</p>
29	<p>質疑回答（6 月13日付け） 質問No.2・3</p>	<p>要件を満たしておれば、複数の配置予定技術者を申請しても良いとのご回答ですが、指名者（概ね15人）を選考される際、申請する技術者の施工実績によって、評価の基準が変わるのでしょうか。</p>	<p>配置を予定する監理技術者の施工実績に対して評価は行いません。</p>